



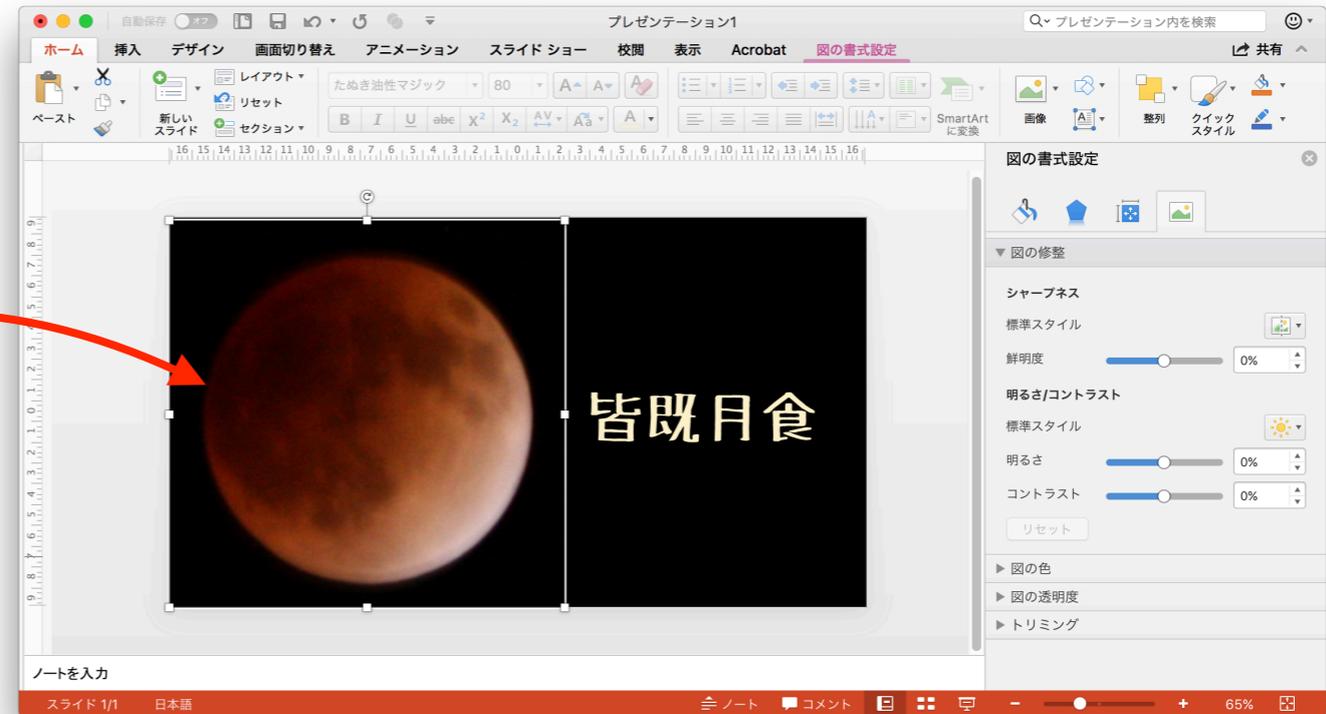
このスライドは以下で見られます。

<http://bit.ly/19hosei>

大学授業における著作権の考え方

広島大学 情報メディア教育研究センター

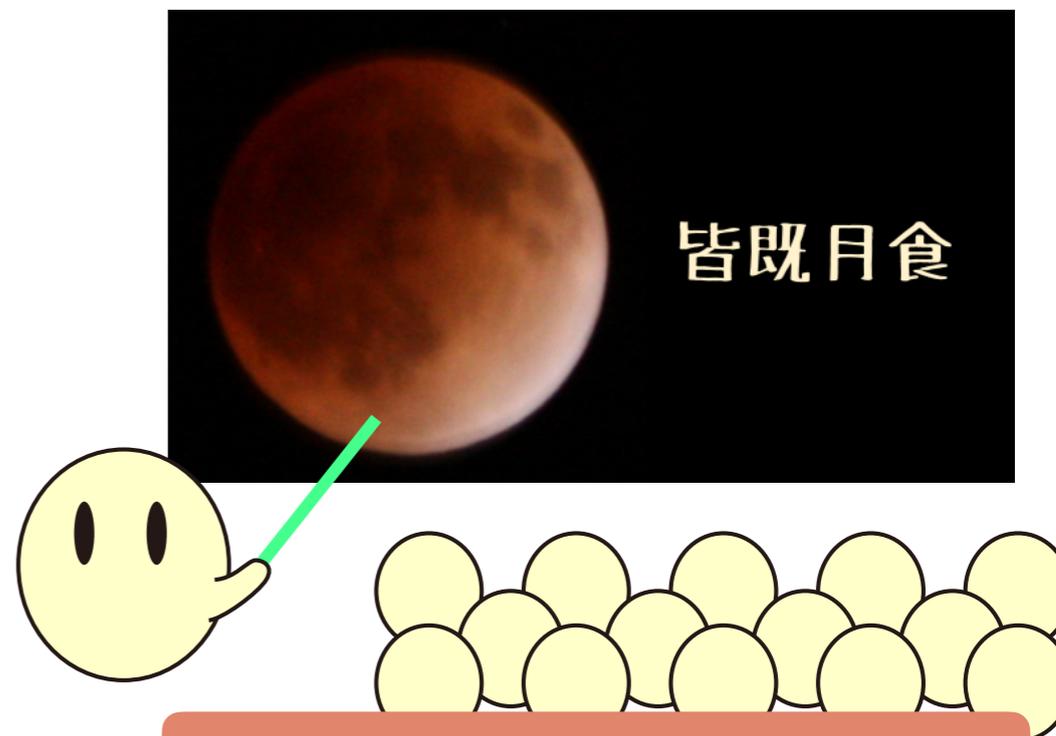
隅谷孝洋 <sumi@riise.hiroshima-u.ac.jp>



想定する状況：
他者著作物を自作教材内に転載



プリント配布



スライド提示



授業の録画配信

University LMS

The Internet



ネットで共有・公開

1. 著作権の基本
2. 授業内での他者著作物の利用
3. 著作権法第35条の改正について

1990

1995

2000

2005

2010

2015

総合科学部

情報メディア教育研究センター

情報教育

共用端末

LMS

eラーニングコンテンツ
動画
著作権処理

コンテンツ作成支援

ePF

©

2016年から、AXIES-csdの著作権チームで活動しています
<https://axies-csd-cr.blogspot.jp>

著作権の基本

著作物と著作権

権利制限

× 客観的なデータ

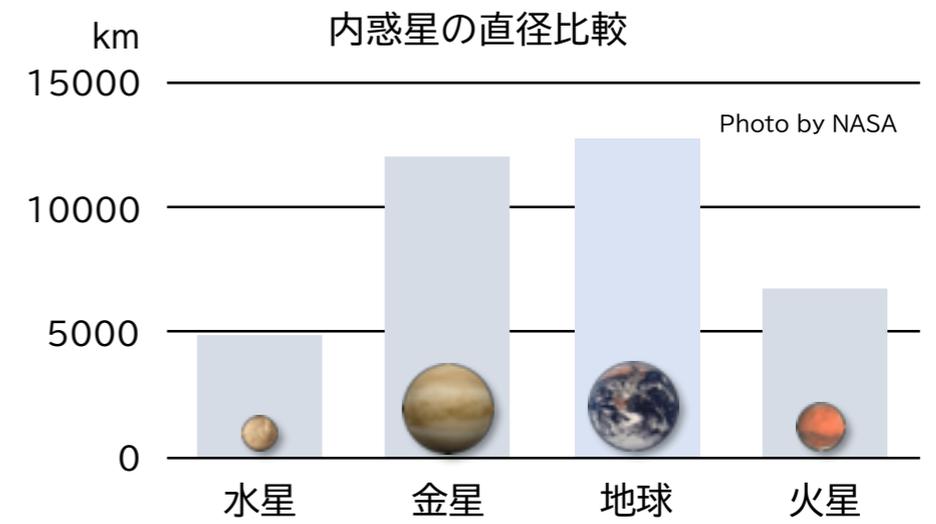
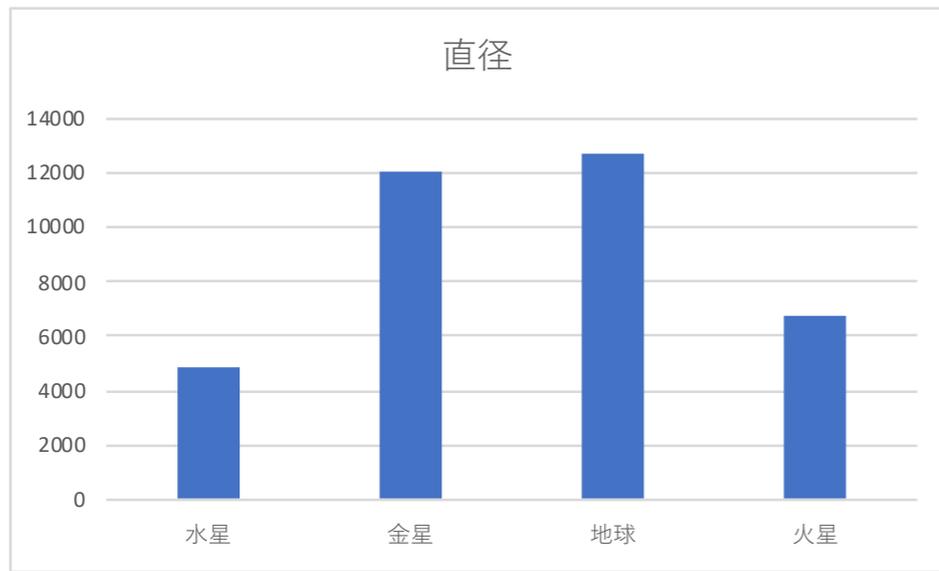
× 誰が作っても
同じもの
× ごく短いもの

× アイデア

思想又は感情を創作的に表現したものであ
つて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に
属するものをいう（著作権法第2条）

× 工業デザインやおもちゃなど
× 実用ソフトの画面表示(アイコンは?)

× 憲法・法令などは著作権法では保護されない(著作権法13条)



境目??

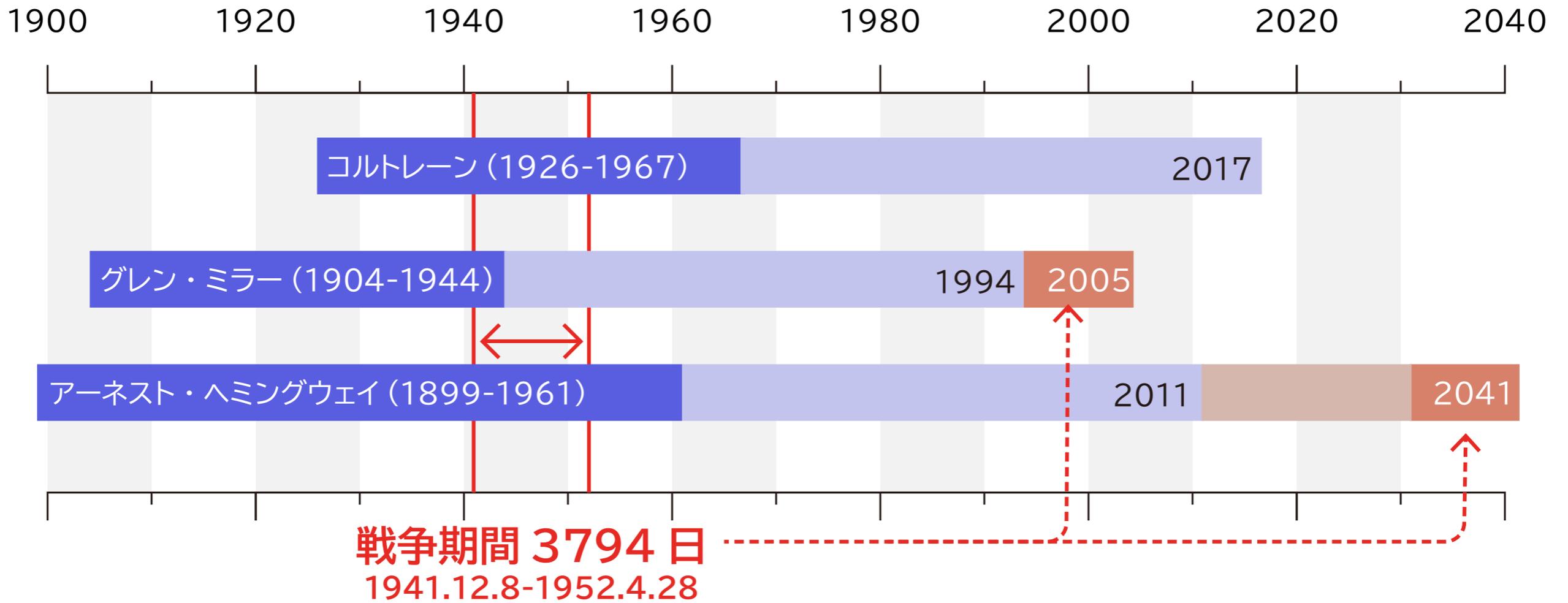


〇〇権 = 自分の著作物を無断で〇〇されない権利

- ▶ 著作者の死後70年間
 - ✓ 無名、変名の場合は公表後70年間
 - ✓ 団体名義の場合も公表後70年間
- ▶ 映画の著作物は公表後70年間
- ▶ 著作隣接権は、実演後70年間

- ▶ 70年経過した年の12月31日で終了

■ 日本が第二次世界大戦で交戦していた国に対しては、「戦時加算制度」があるので注意
連合国の国民の著作物は、戦争期間中日本で保護されてなかったはず、という前提



※相手国により、戦争期間は異なる

2018年末に、保護期間が死後50年から70年に延長されたので、なおさらややこしい…



複製

私的利用
第30条

罰金1000万円以下
懲役10年以下

無償の音楽・映画
刑事罰なし

著作権侵害
公衆送信

有償の音楽・映画
罰金200万円以下
懲役2年以下

引用
第32条

授業利用
第35条

著作権が強いのは、権利者(＝クリエイター)を守るためだが、
重要なのは、権利保護と円滑な利用のバランス

文化的所産の公正な利用に留意しつつ、
著作者等の権利の保護を図り、もって文
化の発展に寄与することを目的とする。

(著作権法第1条)

著作物の公正な利用



著作者の権利保護

授業内での他者著作物の利用

非営利無償の上演など

授業目的複製と引用

公衆送信

非営利の上映・口述など [38条]

授業の過程における複製と公衆送信 [35条]

引用 [32条]

(営利を目的としない上演等)

第三十八条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。)を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

- 聴衆から、入場料を取らない
- 講師はギャラを受け取らない
- 翻訳/翻案/編曲などをしてはならない

(学校その他の教育機関における複製等)

第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

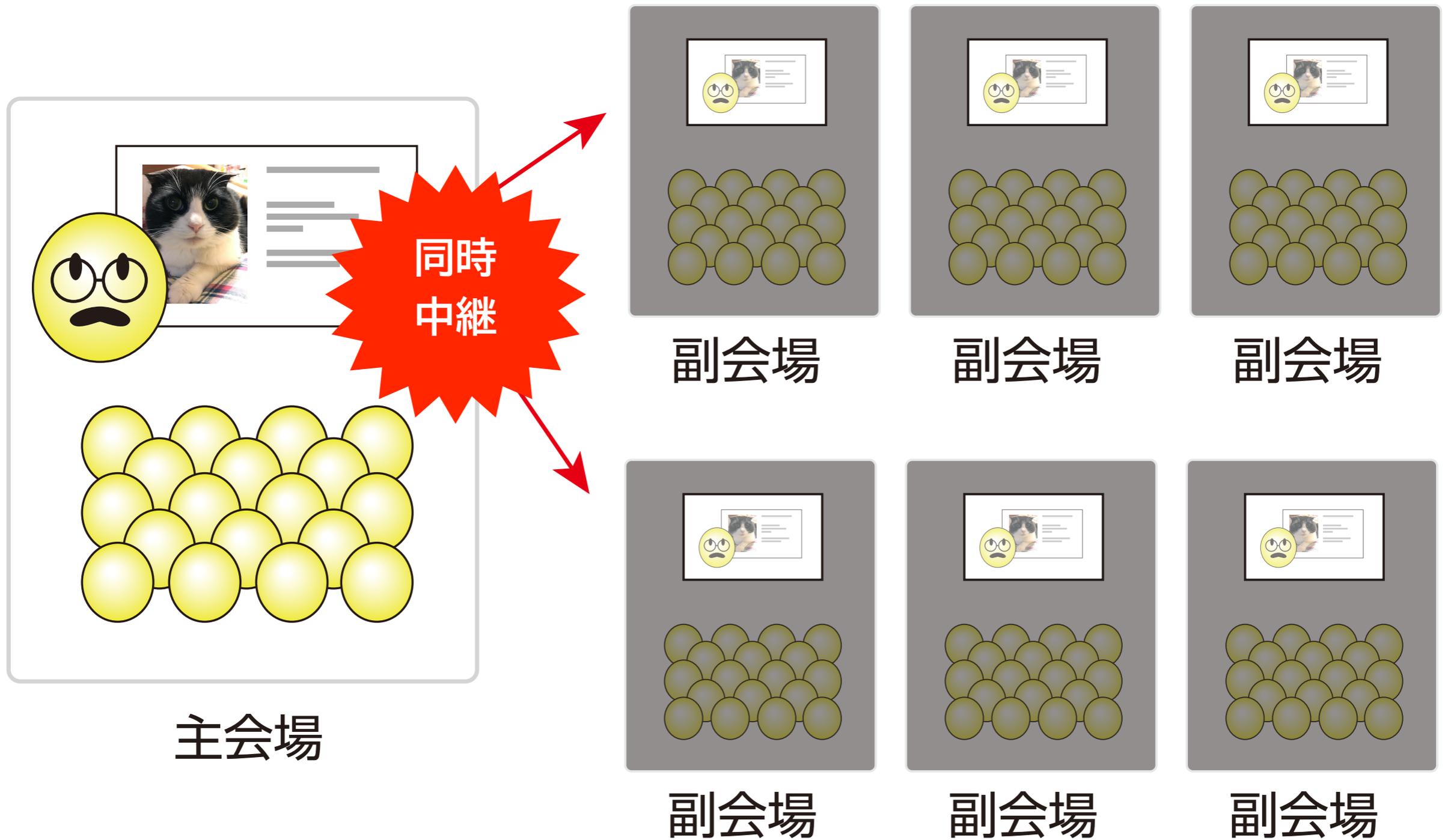
- 授業で使うものは、教員・学生が複製できる
- 複製したものは譲渡してよい(47条の7)
- 翻訳/翻案/編曲などをしてよい(43条1号)
- 出所を明示(48条3号)

第三十五条 2 公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、**当該授業を直接受ける者に対して**当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、**当該授業が行われる場所以外**の場所において当該授業を同時に受ける者に対して**公衆送信**（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない

不特定または多数

公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信を行うこと（第2条）

- ▶ 放送
- ▶ 自動公衆送信
- ▶ 手動



これ以外のものは基本的にすべて「異時公衆送信」

▶ 履修生も公衆の可能性

✓ 公衆 = 不特定または多数の人

▶ 多数って何人ですか？

✓ 「24 戸以上の入居者...『公衆』と言い得る程度に多数」(大阪高裁*1)

✓ 「一般には『50人を超えれば多数』と言われていています」(文化庁 *2)

*1 大阪高判平成19年6月14日判時1991号

*2 <http://www.bunka.go.jp/chosakuken/naruhodo/outline/4.3.html#koshu>

現状では、ICTを活用した授業をしたい場合
「授業の過程における第三者著作物の利用」に問題点あり

▶ 授業の過程において、著作権者に無断で

- ✓ 複製をしてもよい(35条1項)
- ✓ 公衆送信(同時中継)してもよい(35条2項)



「異時公衆送信」は無断ではできない

✕ LMSへの掲載

✕ 授業録画配信

(引用)

第三十二条 公表された著作物は、引用して利用することができる。
この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、
かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわ
れるものでなければならない。

公表された著作物

公正な慣行に合致

必要最小限

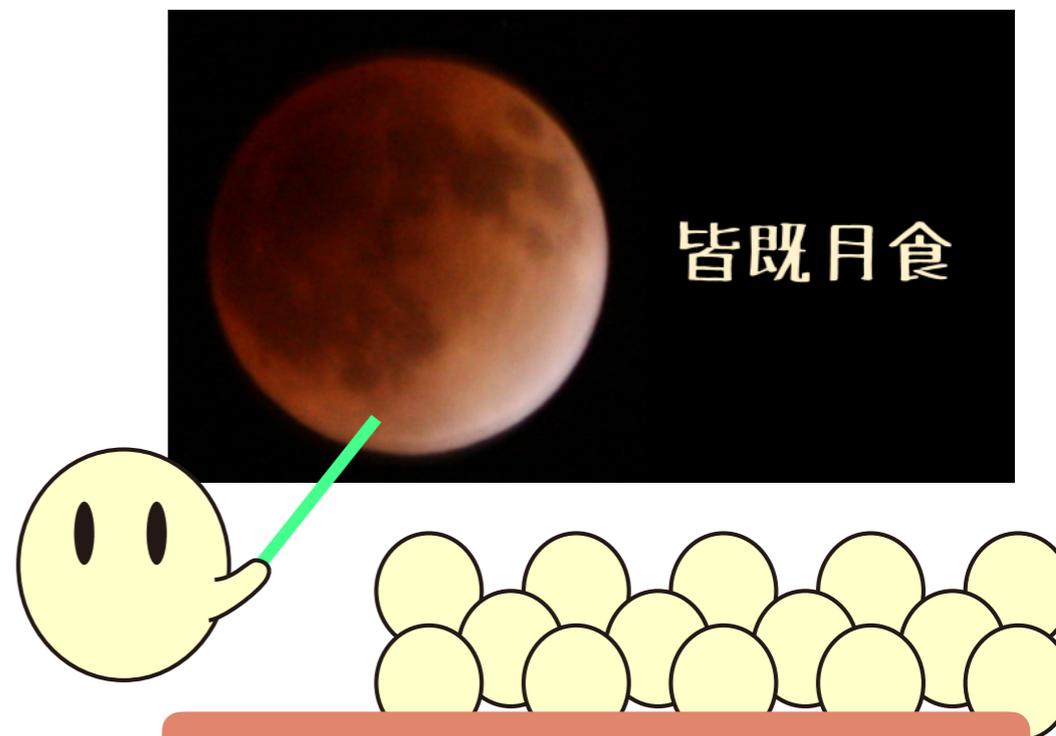
出所の明示(48条)

- ▶ 必然性
- ▶ 主従関係
- ▶ 明瞭な区別
- ▶ 原型を保持

※学術論文やレポートなどでの「引用」とはやや異なる



プリント配布



スライド提示



授業の録画配信

University LMS

The Internet



ネットで共有・公開

	引用 32 条	授業目的の複製 35 条	どちらでもない
プリント配布	○	○	×
スライド提示	○	○	△
授業の録画配信	○	×	×
LMSで配布	○	×	×
インターネットで公開	○	×	×

必然性強い
主従関係
原形のまま

説明用

32条

35条

演習素材等

35条

引用は、非常に強い権利制限であることに留意

著作権法35条の改正について

1. 異時公衆送信

- ✓ 授業の過程で行う異時の公衆送信

2017年4月審議会結論

権利制限



2018年5月法律改正

2. 教材共有

- ✓ 教師間、教育機関間での教材共有

検討継続

3. MOOCs

- ✓ MOOCsやOCW等一般向けの公開

ライセンスで対応

現行の著作権法

35条1項

授業目的の
複製 OK

35条2項

授業目的の
同時公衆送信 OK

改正

改正著作権法

2018/5/25 から 3年以内に施行

35条1項

授業目的の
複製、公衆送信、公の伝達 OK

35条2項

上記の公衆送信については
補償金*を支払うこと

*第104条の11~17で扱いなどを規定

35条3項

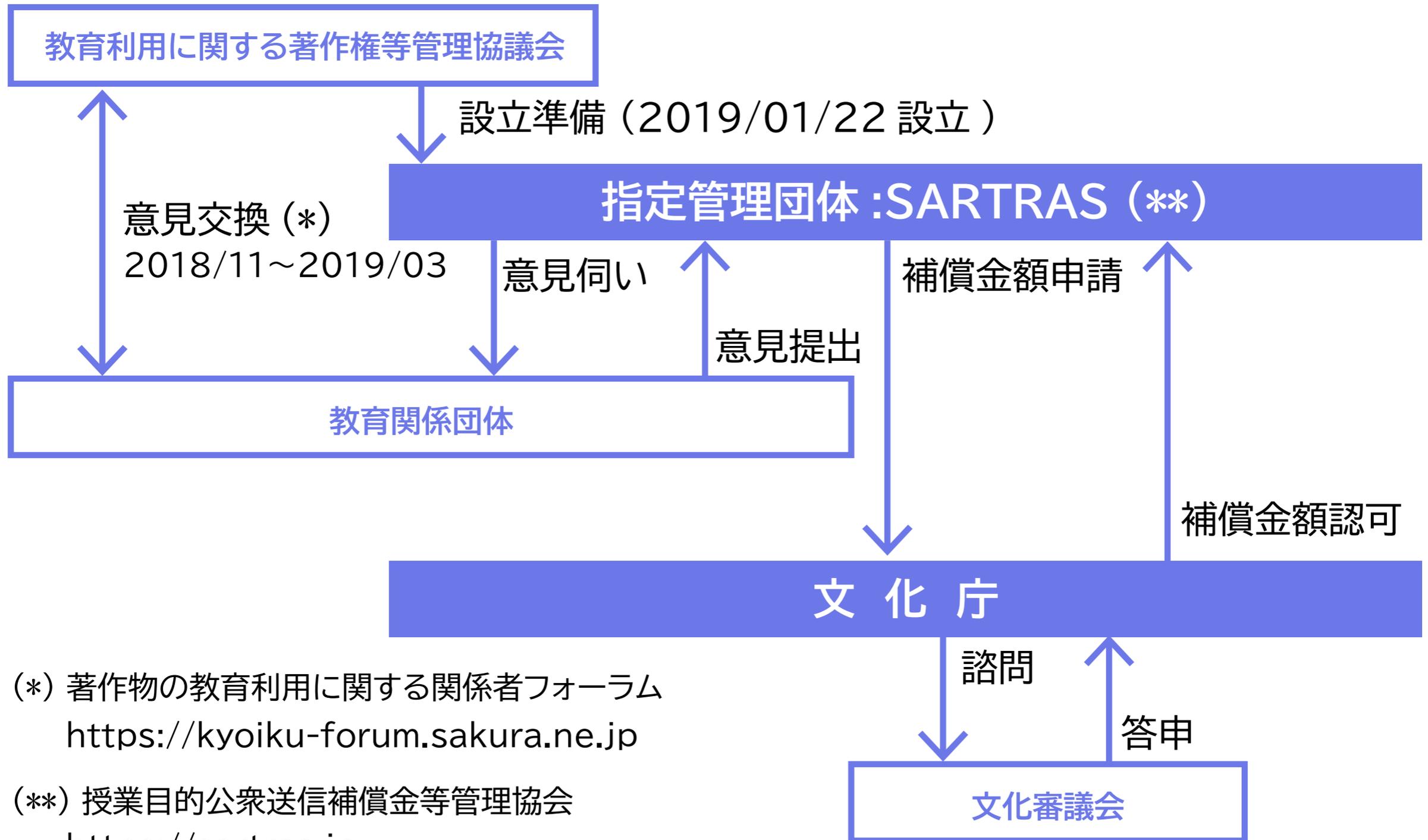
ただし同時公衆送信については
補償金の支払い不要

- ▶ 教育機関の設置者が支払う
 - ✓ 教員が個人では支払えません
- ▶ 全国で唯一の「指定管理団体」が受け取り、配分する
 - ✓ 授業目的公衆送信補償金等管理協会
 - ✓ <https://www.sartras.jp/>
- ▶ 補償金額は、指定管理団体が決定し、文化庁長官が認可する
 - ✓ 金額も支払い方も未確定

指定管理団体:SARTRAS 2019年2月に指定



3月? ▶▶▶ 4月? ▶▶▶ 7月?



(*) 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム
<https://kyoiku-forum.sakura.ne.jp>

(**) 授業目的公衆送信補償金等管理協会
<https://sartras.jp>

- ▶ 権利者と教育機関の意見交換
 - ✓ 2018年11月～2019年3月（13/16終了）
- ▶ 教育機関からの意見聴取
 - ✓ 2019年3月下旬
- ▶ 補償金額の申請～認可
 - ✓ 2019年4月？～7月？
- ▶ 補償金制度の開始
 - ✓ 2020年4月？

「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」

<https://kyoiku-forum.sakura.ne.jp>

▶ 総合フォーラム

2018/11/27, 2019/01/15, 03/14

▶ 専門フォーラム

✓ 教育利用の補償金の支払い等について

2018/12/12, 2019/01/09, 02/19, 03/12

✓ 教育現場における著作権に関する研修や普及啓発等について

2018/12/20, 2019/01/09, 02/12

✓ 著作権法の解釈に関するガイドラインについて

2018/12/13, 2019/01/22, 03/05

✓ 補償金制度を補完するライセンス環境について

2018/12/13, 2019/01/24, 02/19

大学

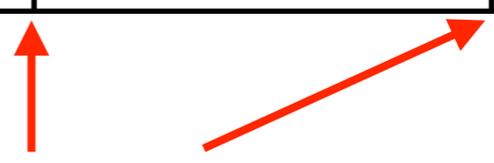
- ▶ 授業の過程で異時公衆送信を活用したい
 - 学生一人当たり〇〇〇円の補償金？
- ▶ 教材の一般公開、FDなどでも公衆送信を活用したい
 - 包括ライセンスを取得する？

教員

- ▶ 授業の過程での複製と同等の範囲で、資料を公衆送信できるようになる
- ▶ 「授業の過程での複製の範囲」をよく認識する必要あり
- ▶ 上記範囲を越える利用については、ワンストップのライセンス制度が利用できるはず

	引用 32 条	授業目的の複製 35 条	どちらでもない
プリント配布	○	○	×
スライド提示	○	○	△
授業の録画配信	○	○	×
LMSで配布	○	○	×
インターネットで公開	○	×	×

ココとかココ



1. 著作権の基本
2. 授業内での他者著作物の利用
3. 著作権法第35条の改正について

著作者の利益



公益性・必要性

▶ 文化庁「著作権」

✓ <http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/>

▶ 著作権情報センター

✓ <http://www.cric.or.jp/>

▶ AXIES-csd 著作権ノート

✓ <https://axies-csd-cr.blogspot.jp/>